

後期高齢者医療制度の 保険料率が改定されます

原則75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」。平成28・29年度の保険料率などが改定されましたのでお知らせします。
今年度の後期高齢者医療保険料の通知を7月下旬に発送します。

保険年金課 ☎66♦1102

後期高齢者医療制度の保険料

後期高齢者医療制度は、約5割を税金、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を高齢者の保険料で運営しています。愛知県後期高齢者医療広域連合において運営され、保険料が2年ごとに改定されます。

何で保険料を改定するの？

- 一人あたりの医療給付費が0・25%伸びたこと
- 高齢者人口の増加のため後期高齢者の負担割合が増えたこと

などから、26・27年度と比べて約7・91%の保険料額の増加が見込まれましたが、剰余金を活用することにより、約2・30%に抑制されました。

保険料率の比較

区分	平成26・27年度	平成28・29年度
所得割率	9.00%	9.54%
被保険者均等割額	45,761円	46,984円
保険料賦課限度額	57万円	57万円

保険料の算出方法

年間保険料=所得割額【(総所得金額など-33万円)×9.54%】
+被保険者均等割額(46,984円) ※100円未満端数は切り捨て
なお、平成28年4月1日以降に納付義務、資格の発生・消滅があるときは、月割りで算定します。



保険料の軽減・免除

次に該当する方は保険料が軽減・免除される場合があります。

① 所得が低い世帯の方 被保険者均等割額の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を軽減します。
※5割軽減、2割軽減の対象が拡大されました。

区分	基準となる所得金額
9割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下、かつその他各種所得がない
8.5割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、9割軽減に該当しない
5割軽減	33万円+(26.5万円×世帯の被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下

・**所得割額の軽減**
被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方については、所得割額を5割軽減します。

② 会社の健康保険などの被扶養者

会社の健康保険などの被扶養者(国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)であった方は、28年度以降も所得割がかからず被保険者均等割額が9割軽減されます。
③ 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
④ 事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合
※③・④は申請が必要です。

③ 所得の申告をお願いします

所得が一定以下の方は、保険料の軽減を受けることができますが、所得の申告をしていないと適用が受けられません。収入がなかった方、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)のみを受けている方など所得税または市県民税申告の必要のない方でも、6月13日(月)までに後期高齢者医療の所得申告をしてください。

